

自然公園制度のあり方検討会（第1回）議事概要（抜粋）  
（利用のあり方分科会に関連するご意見等）

利用のあり方について

- ・自然公園を社会的な資産と位置付けたときには、その前提として地域が資源としての自然を担える力を持ち続けることが必要となる。自然公園というものが、地域経済の、あるいは地域社会の一定の構築に資するものなのだという地域の認識にもつながっていくことを意識すべき。
- ・国立公園、国定公園は、人と自然の共生のあり方を示す場として位置づけることが重要。それは、日本の自然公園の特色を活かした制度の発信や、自然公園の保全の質及び利用価値を高めることにもつながるのではないか。
- ・自然公園の中で、エリアごとに望ましい利用をある一定のルールのもとに行うとともに、質の高い利用に向けて提供するプログラムの質を向上させる誘導策を行い、「適地適利用」を図っていくための現場で機能する仕組みを構築することが重要。
- ・ツーリストが自然公園に対してどのような魅力を感じているのかという視点がないと、どのように活用してよいかが出てこないのではないか。

利用の充実について

- ・国立公園内でアクティビティの提供実態（事業者、提供内容、提供場所、提供時季）の把握から始めるべき。加えて、時間とともに変わっていくアクティビティをどのように追跡していくか。また、どのように評価し区分するかも重要。
- ・現状、国立公園における利用に関する情報発信が不足しており、ビジターセンターにおいてもガイド事業や利用拠点等の情報を積極的に発信すべき。
- ・公園計画に位置づけられた歩道等について、国有林の積極的な利用の推進が必要。また、民有地についても一定の手続きを経た上でトレイルとして通過と可能とするような制度を検討すべき。
- ・自然資源や景観の保護は面的に捉えるべきものだが、利用は線や点である。利用をゾーニングで捉えた時、「では利用者はどうすればいいのか」という視点から考えることが必要。
- ・近年、利用したい場所を守る活動に観光客、保全に関わるボランティア活動を各地で行なう層が出てきている。
- ・リゾートテレワークなど、国立公園という良好な環境で働くことが可能な時代であり、また自家用車での移動の減少が見込まれるなど、将来の移動を視野に入れて、国立公園の利用を検討する必要がある。
- ・利用の観点からは、公園区域内と域外を結ぶために、一次交通、二次交通、三次交通などのアクセスについて検討することも必要。
- ・自然公園や周辺地域を接続するものとしてトレイルの役割は高まってくるのではないか。

#### 利用の調整やルールの強化等について

- ・適切ではない利用がいつの間にか発生しないよう、協議会等の場に事業者にも参画してもらい、利用に関するガイドライン、ルールづくりが必要。
- ・自然公園の価値を浸透させる視点から、非常に希少な場所では、入場制限や、一定のクオリティを有するガイド付きツアーの導入を進めることが必要。
- ・知床五湖では、利用調整地区の導入により利用者が増加し、ガイドの安定的な雇用や安全な利用等につながるなど副次的効果があった。利用調整地区という名称が適切ではないのかもしれない。
- ・利用調整地区については、いろいろな場所で柔軟に運用されるよう、いくつかの段階（種別）の設定を検討してはどうか。

#### 体制について

- ・国立公園満喫プロジェクトの地域協議会は有効に機能しており、この構造を今後も維持するための検討が必要。
- ・設立された各種協議会が、それぞれどのような役割を果たしているか、その結果全体としてどのような成果が生まれているのかを把握する仕組みが必要。
- ・DMOが主体となって観光客に対する情報発信等を行うことになる。保護を担う環境部門が、利用、誘客まで担うのが難しいのが地域の実情である。
- ・総合型協議会の管理運営に必要な経費の確保も問題。地域自然資産法とどのように関係づけていくかを検討するなど、周辺で動いている制度や取組と上手く結びつけていくことが必要。